

長崎市消費者センター

警戒情報

長崎市消費者を守るネット通信(第40号)

配信日 平成23年11月8日

高齢者を狙う悪質な訪問販売に注意！！
～「市役所関係の工事をしています」に騙されないで～

〈事例〉

Aさんの家に、作業服を着た60歳前後で小柄やせ型の男性が突然訪ねてきた。その男性は、「家に他に若い人はいますか？」とAさんが単身者かどうかを確認した上で、「市役所関係の工事をしており訪問した。この辺りの地図を作成して、若い人に購入してもらおう。そのために床下に湿度計を置かせてほしい。」と言った。

Aさんは不審に思い、勧誘を断った。(80歳代 女性)

★消費者センターからのアドバイス

- 1 悪質なリフォーム関係の訪問販売と考えられます。
- 2 業者の説明を鵜呑みにしない！（まずは、市役所に問い合わせましょう。）
- 3 業者名・連絡先を確認しましょう。
- 4 訪問販売の場合、書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- 5 不審な勧誘があった場合には、その場で契約せず、家族や知人に相談するなど十分に検討しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)